

## 白子町監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和8年3月27日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

### 記

#### 第1 請求人

（白子町在住者）

#### 第2 請求の内容

請求人から令和8年2月10日に提出された住民監査請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和8年2月10日住民監査請求書）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、下記のとおり住民監査請求を行います。

##### 第1 請求の対象となる財務会計行為

白子町が令和7年度に実施している地域おこし協力隊（委託型）事業において、特定の受託者に対し支出された委託料及び関連経費（家賃、車両借上料、備品借上料、ソフトウェア利用料等）に係る一連の支出行為。令和7年6月1日契約のA分。

##### 第2 請求の趣旨

上記財務会計行為について、違法又は不当な支出が行われていないかを監査し、違法又は不当な点が認められる場合には、当該支出の是正、返還請求その他必要な措置を講ずることを求める。

##### 第3 請求の理由

- 1 本件委託契約においては、月額291,600円の定額委託料に加え、家賃（月額50,000円）、車両借上料（月額35,000円前後）、駐車場代、備品借上料（アニメーション制作機材レンタル等、月額約40,000円前後）、ソフトウェア利用料等が、実質的に固定費として毎月計上されている。
- 2 しかし、これらの経費については、当初の契約書又は仕様書において、

固定的・恒常的な支出として明示されていたかが不明であり、また、契約変更や仕様変更に係る事前承認文書が確認できない。

- 3 特に備品借上料として計上されている高性能パソコン、ワークチェア、机等は、提出されている成果物（短時間の簡易アニメーション等）との関係において、業務遂行上の必要性及び費用対効果が著しく不明確である。
- 4 地方自治法第2条第14項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たり、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めるべきことを定めている。また、同法第232条の2の趣旨に照らせば、公金の支出はその目的に照らして必要かつ相当な範囲に限られるべきである。
- 5 にもかかわらず、本件では生活関連費用と業務関連費用の峻別が不十分なまま、実質的に受託者の生活基盤を公費で包括的に支援している構造となっており、これが公金支出として適法・妥当であるとは認め難い。

#### 第4 求める監査事項

- 1 本件委託契約及び仕様書における経費負担の範囲の確認。
- 2 家賃、車両借上料、備品借上料、ソフトウェア利用料等を固定費として計上することについて、事前承認または契約変更が行われていたかの確認。
- 3 各月の請求書金額と領収書の対応関係及び重複請求の有無の確認。
- 4 成果物の内容と支出額との相当性（費用対効果）の検証。

（添付されている事実証明書）

（令和8年2月10日住民監査請求書）

- 1 委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）
- 4 委託料請求書（2025年6月30日）
- 5 委託料請求書（2025年8月2日）
- 6 委託料請求書（2025年9月2日）
- 7 委託料請求書（2025年10月3日）
- 8 委託料請求書（2025年11月3日）
- 9 委託料請求書（2025年12月3日）
- 10 定期住宅賃貸借契約書（A）
- 11 領収証等一式
- 12 委託型地域おこし協力隊活動日報（2025年6月30日）
- 13 委託型地域おこし協力隊活動日報（2025年8月1日）
- 14 委託型地域おこし協力隊活動日報（2025年9月2日）
- 15 委託型地域おこし協力隊活動日報（2025年10月3日）
- 16 委託型地域おこし協力隊活動日報（2025年11月3日）
- 17 委託型地域おこし協力隊活動日報（2025年12月3日）
- 18 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書

- 19 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書
- 20 委託型地域おこし協力隊1次選考（書類審査）用チェックシート
- 21 委託型地域おこし協力隊活動月報（2025年6月26日）
- 22 委託型地域おこし協力隊活動月報（2025年8月1日）
- 23 委託型地域おこし協力隊活動月報（2025年9月2日）
- 24 委託型地域おこし協力隊活動月報（2025年10月3日）
- 25 委託型地域おこし協力隊活動月報（2025年11月2日）
- 26 委託型地域おこし協力隊活動月報（2025年11月2日）※12月分

### 第3 請求の受理

令和8年2月10日に受付した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員事務局の補正指導の補助執行後、地方自治法第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和8年3月4日付けで受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件監査請求は、白子町が令和7年度に実施している委託型地域おこし協力隊事業において、特定の受託者に対し支出した委託料及び関連経費（家賃、車両借上料、備品借上料、ソフトウェア利用料等）について、当該支出が違法又は不当であるとの主張に基づき提出されたものである。

よって、本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、委託型地域おこし協力隊活動における「公金の支出」について、関係書類及び法令等に基づき監査を行う。

#### 2 監査対象部署

町企画財政課

#### 3 監査の期間

令和8年2月10日から令和8年3月27日まで

#### 4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和8年2月10日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和8年3月10日に実施した。

### 第5 監査の結果

#### （1）事実関係の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求（追加資料含む）及び請求人の陳述、関係書類の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

## ア 委託契約等の概要

町は、令和7年6月1日付け白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書により、委託型地域おこし協力隊員のA氏と業務委託契約を締結した。

白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書には、個別事項として7項目の業務内容が定められている。

- ①特産品・ふるさと納税の返礼品等の商品開発
- ②商品の開発にかかる知識、技能や資格の習得
- ③開発した商品のマーケティング・プロモーション・販路開拓など
- ④開発した商品を活用した産業の振興
- ⑤SNSを活用した地域おこし協力隊の活動や町の魅力の発信
- ⑥新たなビジネスモデルの確立

⑦その他、地域の資源や魅力を活用した地域の活性化を推進する活動  
また、同様に共通事項として6項目の業務内容が定められている。

- ①地域振興に資する事業との連携や他の隊員との協力体制を構築し、相乗効果を図るものとする。
- ②地域主催の会合や地域行事等へ積極的に参加するものとする。
- ③町、隊員及び関係者等の連絡会議に参加するものとする。
- ④町が行う地域おこし協力隊の広報活動（町広報への寄稿等）に協力するものとする。
- ⑤業務に関して積極的な情報発信に努めるものとする。
- ⑥任期後の定住に向けた起業・事業継承の準備を行うものとする。

## イ A氏の活動について

令和7年6月1日から白子町委託型地域おこし協力隊となり活動を開始した。

委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）では、活動目的を「白子町の知られざる魅力を、アニメーションやイラストといった幅広い層に届く表現方法を用いて掘り起こし、町内外へ広く発信することで、町の認知度向上と関係人口の創出に貢献する。」とし、活動概要を「SNS（X、Instagram、YouTube等）での情報発信を主軸とし、以下の活動を行う。・町の魅力（文化、自然、食など）を伝えるショートアニメーションの制作、・町の風景やイベント、キャラクター（オリジナルおよび「げんきくん」）を活用したイラストやコンテンツの制作、他の地域おこし協力隊と連携した共同での情報発信」としている。なお、活動期間を「令和7年4月1日～令和8年3月31日」と表記しているが、「4月1日」は「6月1日」と訂正するのが相当である。

活動日数は、令和7年6月は21日、7月は20日、8月は20日、9月は21日、10月は21日、11月は21日、である。

## ウ 地域おこし協力隊員の活動及び経費

地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日制定）によれば、「地域

協力活動」とは、地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するものをいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである。

地域協力活動の例は次のとおりとされている。

- ・地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭の復活、地域ブランドや地場製品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信 等）
- ・農林水産業従事（農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援 等）
- ・水源保全・監視活動（水源地の整備・清掃活動 等）
- ・環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃 等）
- ・住民の生活支援（見守りサービス、通院・買物のサポート、デジタルデバイス対策 等）
- ・スポーツ・文化に関する活動（スポーツ・文化ツーリズム等を通じた地域の活性化、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行や地域スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導、文化財の保存・活用 等）
- ・脱炭素地域づくりの推進（地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守 等）
- ・その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催 等）

また、必要経費の例は次のとおりとされている。

- ・報償費等（期末手当等の各種手当を含む。）
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
- ・隊員の研修に要する経費
- ・定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
- ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに要する経費 等

地域活動に要する経費のうち備品借上料（アニメ制作機材レンタル費用）は、令和7年6月は18,215円、7月は14,865円、8月は41,865円、9月は41,930円、10月は42,703円、11月は38,164円、である。

#### エ 町企画財政課の対応

毎月一回、委託型地域おこし協力隊活動月報等の提出時に現状のヒアリング等を実施。併せて、委託料請求書を受領。

### 3 監査委員の判断

#### (1) 財務会計行為の適法性について

地域おこし協力隊推進要綱の趣旨にのっとり、白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書は作成されており、その規定に基づく支出行為は所定の手続きによる決裁を受けており、地方自治法や白子町財務規則等の明文規定に直ちに違反しているとは認められない。

また、備品借上料として計上されているパソコン等の機材については、アニメーションやイラスト制作、情報発信等の業務内容に照らし、業務遂行上使用され得るものであり、その調達手法が直ちに法令又は契約に違反するとは認められない。

したがって、本件支出行為について、明確な違法性や不当性があるとまでは認められない。

#### (2) 費用対効果及び業務成果に関する評価について

確かに請求人の指摘のとおり、A氏による活動実績は、町の認知度向上や関係人口創出という事業目的との関係において、十分な成果・効果が認められるとは言い難い状況が見受けられる。

しかしながら、地域おこし協力隊推進要綱に基づく地域おこし協力隊事業においては、事前に成果指標（K P I）や具体的な達成目標を明確に設定することを必須としておらず、また、白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書においても一定期間における成果水準が契約上明示されていなかったことから、成果が乏しいことのみをもって、当該支出を違法又は不当と断定することは困難である。

地方公共団体の事務執行における裁量の範囲を踏まえれば、成果の大小そのものについて監査委員が代替的に判断すべきものではなく、本件請求については、費用対効果の観点のみをもって返還請求等の措置を求める理由は認められない。

#### (3) 管理体制及び業務執行上の問題点について

##### ア 業務内容及び成果に対する管理・評価体制の不十分さ

毎月一回、委託型地域おこし協力隊活動月報等の提出時にヒアリング等が実施され、担当者等との意見交換が行われていたとはいえ、活動内容の進捗確認や成果の妥当性について、組織として定期的かつ実質的な検証が行われていたことを書面上において十分に確認することが困難である。

また、地域おこし協力隊推進要綱の「第5 その他事業推進にあたっての留意事項」の「(6) 地方自治体は、地域おこし協力隊員の活動状況を把握し、地域おこし協力隊員の活動が地域力の維持・強化につながっているか、地域おこし協力隊員が地域の中でどのような役割を果たしているか定期的に確認すること。また、地域と地域おこし協力隊員との間に問題が生じている場合は、問題に至るプロセスを関係者間で共有しながら、問題解決に向け

た調整に努めること。さらに、総務省や都道府県が実施する自治体職員向けの研修を積極的に受講するとともに、自治体内部での組織間の連携を密にすることにより、適切なサポート体制を確保すること。」が不十分であり、活動日報等は提出されているものの、内容に対する具体的な指導・是正や事業目的との整合性を担保する体制が十分に構築されていたと判断される書面等の存在は認められない。

#### イ 備品及び経費の必要性に関する検証の不足

高額な備品借上料を伴う機材の使用について、その必要性や業務との関連性をより具体的に判断する仕組みや、成果物の内容と対応させて検証・記録する仕組みが明確に整備されているとは認められない。

その結果、業務に必要な支出と私的利用との峻別について、第三者から疑念を抱かれる可能性を否定できない状況となっている。

#### 4 結論

以上のことから、本件監査請求については、次のとおり判断する。

- (1) 本件財務会計行為について、違法又は著しく不当な支出があったとまでは認められず、本件監査請求は理由がないものと判断し、棄却する。
- (2) しかしながら、委託型地域おこし協力隊事業の実施にあたり、事前に具体的な成果目標を設定すること、定期的な進捗及び成果の確認を行うこと、高額な備品等の使用状況及び業務関連性について、客観的に説明可能な管理体制を構築することが不可欠である。

よって、町においては、本件指摘を踏まえ、今後同種事業を実施する際には、事業効果の検証及び公費支出の透明性確保に一層努めるべきであるとの意見を付す。

以上